

指名停止業者一覧

| 番号 | 称号又は名称 | 所在地 | 指名停止の期間 | | | 指名停止の理由 |
|----|--|--------------------|------------|------------|------|---|
| | | | 自 | 至 | (月数) | |
| 1 | 新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店 | 愛知県名古屋市中区大須1-7-11 | 令和7年10月30日 | 令和7年12月29日 | 2か月 | 対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定を受けたことによる。 |
| 2 | 極東開発工業(株) | 大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11 | 令和7年10月30日 | 令和7年12月29日 | 2か月 | 対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 3 | 富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括 | 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 | 令和7年11月13日 | 令和8年2月12日 | 3か月 | 新病院医療部門システム等整備業務委託に係るサーバールームの電源工事において、適切な電気設備の設計、施工を行わなかつことにより、総合医療センターの事業を一部停止させたため |
| 4 | エフサステクノロジーズ株式会社 西日本ビジネス本部 東海・北陸ビジネス統括部 | 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 | 令和7年11月13日 | 令和8年2月12日 | 3か月 | 新病院医療部門システム等整備業務委託に係るサーバールームの電源工事において、適切な電気設備の設計、施工を行わなかつことにより、総合医療センターの事業を一部停止させたため |
| 5 | 日本交通技術(株)名古屋支店 | 愛知県名古屋市中村区椿町14-13 | 令和8年1月29日 | 令和8年5月28日 | 4か月 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |

| 番号 | 称号又は名称 | 所在地 | 指名停止の期間 | | | 指名停止の理由 |
|----|--------------------|------------------------------------|-----------|-----------|------|---|
| | | | 自 | 至 | (月数) | |
| 6 | 丸栄調査設計(株)名古屋支店 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内601号室 | 令和8年1月29日 | 令和8年5月28日 | 4か月 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 7 | ジェイアール東海コンサルタンツ(株) | 愛知県名古屋市中村区名駅 5-33-10 | 令和8年1月29日 | 令和8年3月28日 | 2か月 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 8 | 大日コンサルタント(株)中日本支社 | 愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13 | 令和8年1月29日 | 令和8年3月28日 | 2か月 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 9 | (株)トーニチコンサルタント中部支社 | 愛知県名古屋市中区葵1-20-22 | 令和8年1月29日 | 令和8年3月28日 | 2か月 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| | | | | | | |